

特定疾患療養管理料、二次性骨折予防継続管理料、  
生活習慣病管理料 I ・ II の施設基準に係る院内掲示

当院では患者さんの状態に応じ、28 日以上の長期  
処方発行に対応しています。長期処方の交付が可能  
かは病状に応じて医師が判断いたします。